

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月12日
【会社名】	株式会社東理ホールディングス
【英訳名】	Tori Holdings Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福村 康廣
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目19番7号
【電話番号】	03(5524)7851(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 忍田 登南
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目19番7号
【電話番号】	03(5524)7851(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 忍田 登南
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅延なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成23年2月10日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

当社の子会社である、株式会社ボン・サンテの保有する通貨スワップ契約は、契約期間が平成27年7月迄のもので、当該子会社が毎月42,320千円を支払い、400千ドルを受け取るものであります。円高の進行に伴い、当該通貨スワップ契約の為替差損が拡大しております。

当社は、当該スワップ契約について、当該子会社を買収した際の株式譲渡契約における瑕疵担保条項に基づく補償の対象であるとして、子会社の売主等から損失の補填を受けておりました。しかしながら、損失の補填が滞ったことや円高の進行に伴い為替差損が大きくなったことから、第3四半期会計期間末における損失補填の評価額をゼロとして、為替差損を計上いたします。

なお、当社は、当該子会社の株式譲渡契約の相手方、及び子会社の売主である連帯保証人の債務不履行について、損害賠償請求訴訟を提起しております。

また、当社は、財政状態の悪化等により実質価値が著しく下落した関係会社株式について、減損処理を行なうことといたしました。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成23年3月期第3四半期決算において、為替差損を営業外費用として、関係会社株式評価損を特別損失として計上いたします。

#### (連結)

為替差損 : 621百万円

#### (個別)

関係会社株式評価損 : 721百万円

以上